

令和2年度 広島県特定（産業別）最低賃金一覧表

件名	現行の 最低賃金額 (時間額)	引上額	改定金額 (時間額)	引上率	発効日
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、 可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	969 円	1 円	970 円	0.10%	令和2年 12月31日
広島県建設用・建築用金属製品、 その他の金属製品製造業最低賃金	922 円	1 円	923 円	0.11%	
広島県はん用機械器具、 生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	934 円	1 円	935 円	0.11%	
広島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	895 円	2 円	897 円	0.22%	
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	914 円	1 円	915 円	0.11%	
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金	956 円	1 円	957 円	0.10%	
広島県各種商品小売業最低賃金	878 円	改定なし(※)			令和元年 12月31日
広島県自動車小売業最低賃金	912 円	1 円	913 円	0.11%	令和2年 12月31日

※ 本年度は金額改正がありませんでした。